

○豊後高田市在宅高齢者住宅改造助成事業実施要綱

平成17年4月14日

告示第47号

改正 平成18年12月4日告示第121号

平成24年4月26日告示第54号

平成30年5月9日告示第47号

令和2年12月28日告示第108号

(目的)

第1条 この事業は、介助を要する在宅の高齢者(以下「在宅高齢者」という。)又は在宅高齢者と同居する者が、住宅設備をその在宅高齢者に適するように改造する場合、改造に要する経費を助成することにより、寝たきり防止と介護負担の軽減を図り、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 事業の対象者は、市内に住所を有し、生計中心者の前年(助成金の交付申請を1月から6月までの間に行う場合は、前々年)の所得金額が200万円未満の世帯で、かつ、次の各号のいずれかに該当する在宅高齢者が属する世帯とする。

(1) 介護保険の要介護認定において、要支援又は要介護と認定されていること。

(2) 満75歳以上であって、在宅設備の改造の必要性が認められる身体状況であること。

(3) おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯に属し、在宅設備の改造の必要性が認められる身体状況であること。

2 前項第1号又は第3号に規定する在宅高齢者の年齢は、満65歳以上とする。ただし、在宅高齢者の介護を行う者が高齢又は虚弱であるため介護が困難である場合等にあつては、在宅高齢者の年

齢はおおむね60歳以上とする。

(助成区分)

第3条 この事業の助成区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般住宅改造助成
- (2) 自立支援小規模改造助成

(助成対象工事)

第4条 一般住宅改造助成の対象工事は、在宅高齢者が日常生活において直接利用する住宅(公営住宅を除く。)の設備を在宅高齢者に適するように改造(新築又は増築を除く。)するもので、介護保険の住宅改修の給付対象に準じるものとする。

2 自立支援小規模改造助成の対象工事は、前項のうち、早期における自立支援・重度化防止に資する小規模な改造を対象とする。

(助成の要件)

第5条 助成の要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 在宅高齢者の介護状態に応じて真に必要な改造であること。
- (2) 過去に一般住宅改造助成(障害者施策を含む。)の適用を受けていないこと。ただし、自立支援小規模改造助成の適用を受けた者については、再度、一般住宅改造助成の適用を受けることができるものとする。
- (3) 介護保険の住宅改修の給付対象となる改造がある場合には、その給付を受けること。
- (4) 改造する箇所については、介護状態に応じて必要最小限の工事費になるよう努めること。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする在宅高齢者又は在宅高齢者と同居する者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 在宅高齢者住宅改造助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 改造工事見積書及び改造箇所の見取図
- (3) 家屋が自己の所有でないときは、所有者の承認書
(調査)

第7条 市長は、申請書を受理した場合、当該在宅高齢者の身体状況、家庭環境及び工事内容等について実地に調査するものとする。
(決定(却下)通知書)

第8条 交付を行うことを決定した場合、又は申請の却下を決定した場合は、在宅高齢者住宅改造助成金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するとともに、交付の決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)を在宅高齢者住宅改造助成事業交付対象者登録台帳(様式第3号)に記載するものとする。
(指導)

第9条 交付を行うことを決定した場合には、交付対象者に対してこの事業の趣旨、交付条件等を十分説明するとともに、交付後もその適切な管理が図られるよう家庭訪問等により指導の万全を期するものとする。
(負担割合)

第10条 改造のための助成基本額及び公費負担割合は、別表に掲げるとおりとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
(完成届)

第11条 交付対象者は、工事が完了したときは、直ちに工事完成届(様式第4号)を市長に提出し、その確認を受けなければならない。
(助成金の請求)

第12条 交付対象者は、工事が完了したときは、在宅高齢者住宅改造助成金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならな

い。

(助成金の支払)

第13条 市長は、交付対象者から在宅高齢者住宅改造助成金交付請求書の提出があった場合は、当該工事の完了を確認した後、助成金を支払うものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成18年12月4日告示第121号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成24年4月26日告示第54号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成30年5月9日告示第47号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和2年12月28日告示第108号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表(第10条関係)

助成区分	一般住宅改造助成	自立支援小規模改造助成
助成基本額 (※1)	60万円 (※2)(※3)	30万円
公費負担割合	(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯 10分の10 (2) (1)に掲げる世帯以外の世帯 3分の2	
備考	(※1) 改造に要する額が一般住宅改造助成においては60万円、自立支援小規模改造助成においては30万円未満の場合には、その実費額を助成基本額とする。 (※2)	

介護保険の住宅改修費の支給対象となる場合は40万円

(※3)

自立支援小規模改造助成の適用を受けた場合 60万円((※2)に該当する場合は40万円)から自立支援小規模改造助成の適用時の助成基本額を除いた額

様式第1号(第6条関係)

在宅高齢者住宅改造助成金交付申請書

年 月 日

豊後高田市長 様

申請者 住所 豊後高田市
氏名



次のとおり在宅高齢者住宅改造助成金の交付を申請します。

在宅 高齢者	氏名						生年月日	(満 歳) 年 月 日			
	身体 状況	事項	歩行	排泄	食事	入浴	着脱衣	生活 保護 受給 有無	1 受給している 2 受給していない		
		全介助									
		一部介助									
	自力で可										
家 族 構 成	氏名	年齢	続柄	職業	氏名	年齢	続柄	職業			
主 た る 介 護 者	氏名					生年月日	(満 歳) 年 月 日				
	健康の 状態	健康・普通・病弱等			病弱等 の場合 の状況						
市在住の状況	在宅高齢者		年 月 ()		年 月						
住宅の状況	1 自家 2 借家(公営・私営) 3 その他()										
借家の場合の改造等に対する家主の承諾状況	1 承諾済 2 承諾無										
改造箇所	1 玄関 2 台所 3 浴室 4 便所 5 廊下 6 居室 7 階段 8 洗面所 9 その他()										
改 造 工 事 計 画	総工事費					資 金 計 画	本助成金				円
							自己資本				円
	円						借入金				円
	年 月					そ の 他				円	
	年 月					計				円	

※ 工事施工業者の見積書及び改造箇所の見取図を添付のこと。

(裏面)

同意書

高齢者住宅改造成金の受給資格の認定のために必要があるときは、私の世帯の課税状況につき、調査することに同意します。

年 月 日

住 所 豊後高田市

氏 名



様式第2号(第8条関係)

在宅高齢者住宅改造助成金交付決定(却下)通知書

第 号
年 月 日

様

豊後高田市長



年 月 日付で申請のあった在宅高齢者住宅改造助成金の交付については、次のとおり決定(却下)しましたので通知します。

	助成区分	(1) 一般住宅改造助成	(2) 自立支援小規模改造助成
	1決定	決定番号	第 号
決定内容		助成基本額	円
		助成決定額	円
2却下	理由		
交付の条件		1 この決定に基づき年度内に工事を完了してください。 2 工事費が助成基本額を下回るときは助成額を変更します。 3 工事が完了したときは、工事完成届を提出してください。 4 完了後の状況調査に担当者が訪問します。	

様式第3号(第8条関係)

在宅高齢者住宅改造助成事業交付対象者登録台帳

決定番号	交付対象者	住所	助成基本額	助成決定額	交付決定日	工事完了日	検査年月日	工事の概要

様式第4号(第10条関係)

工 事 完 成 届

年 月 日

豊後高田市長 様

住 所 豊後高田市
氏 名



工事が完了しましたので報告します。

様式第5号(第11条関係)

在宅高齢者住宅改造助成金交付請求書

年 月 日

豊後高田市長 様

住 所 豊後高田市
氏 名



交付決定のあった住宅改造工事が完了しましたので、助成金として金
円を交付されるよう請求いたします。

添付書類

- 1 改造工事契約書及び契約書付属書類の写し
- 2 工事代金支払い領収書又は請求書の写し

様式第 1 号(第 6 条関係)

様式第 2 号(第 8 条関係)

様式第 3 号(第 8 条関係)

様式第 4 号(第 10 条関係)

様式第 5 号(第 11 条関係)